

受付	
整理番号	

住宅・住宅用土地に係る不動産取得税申告書

(不動産取得税の軽減を受けるための申告書)

年 月 日

大分県

県税事務所長 殿

住所 又は所在地										
電話										
氏名 又は名称	フリガナ									印
個人番号 又は法人番号 (右詰で記載)										

大分県税条例 第36条の9の2第1項 第36条の9の2第2項 の規定により下記のとおり申告します。

記

1 不動産の所在地

2 取得年月日、取得事由及び地積又は床面積

区分	取得年月日	取得事由	地積又は床面積	備考
特例適用住宅	年 月 日			
耐震基準適合 既存住宅	年 月 日			
住宅用土地	年 月 日			

(注) 特例適用住宅について、増築、改築の場合は一構となるべき住宅の合計床面積を、またアパート等の場合は1戸の床面積と戸数をそれぞれ備考欄に記入してください。

3 添付書類

裏面の申告に必要な書類のとおり。

注 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。

(第2号様式裏面)

申告に必要な書類

1 特例適用住宅の軽減を受ける場合

- (1) 建売住宅の場合は、住宅用家屋証明書の写し、又は前所有者（宅建業者等）の新築未使用であることの申立書
- (2) 併用住宅又は共同住宅の場合は、各階平面図等、住宅部分の床面積を明らかにする書類
- (3) 戸建以外の貸家住宅で40㎡以上50㎡未満の場合は賃貸契約書の写し等、貸家の用に供されることを証明できる書類

2 住宅用土地（特例適用住宅）の軽減を受ける場合

- (1) 建物の登記事項証明書又は表示登記申請書の写し
- (2) 土地の取得者が住宅を新築した者と異なる場合は、土地の登記事項証明書（住宅の新築日以後に発行されたもの）
- (3) 建売住宅の場合は、住宅用家屋証明書の写し、又は前所有者（宅建業者等）の新築未使用であることの申立書
- (4) 併用住宅又は共同住宅の場合は、各階平面図等、住宅部分の床面積を明らかにする書類
- (5) 戸建以外の貸家住宅で40㎡以上50㎡未満の場合は賃貸契約書の写し等、貸家の用に供されることを証明できる書類

3 耐震基準適合既存住宅及び住宅用土地（耐震基準適合既存住宅）の軽減を受ける場合

- (1) 建物の登記事項証明書
- (2) 登記記載住所と建物所在地が異なる場合は住民票
- (3) 昭和56年以前に新築された住宅の場合は、次のいずれかの書類（取得の日前2年以内に、調査が終了し、評価され、又は保険契約が締結されたものに限る）
 - (ア) 耐震基準適合証明書
 - (イ) 住宅性能評価書の写し
 - (ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類